

第二十六回 参議院商工委員会會議録第二十一号

昭和三十三年四月十八日(木曜日)午前十一時十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事 古池 信三君
西川 弥平治君
阿具根 登君
近藤 信一君

委員 青柳 秀夫君
小幡 治和君
小西 英雄君
高橋 衛君
阿部 竹松君
藤田 進君
豊田 雅孝君
大竹平八郎君

政府委員

科学技術 秋田 大助君
政務次官 原田 久君
科学技術庁 三輪 大作君
科学技術庁 長谷川四郎君
科学技術庁 松尾 金藏君
科学技術庁 長谷川四郎君
科学技術庁 松尾 金藏君
科学技術庁 長谷川四郎君
科学技術庁 松尾 金藏君

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の会議に付した案件
○輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○理事の辞任及び補欠互選
○日本科学技術情報センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(近藤信一君) これより委員会を開会いたします。

○理事(近藤信一君) これより委員会を開会いたします。まず、先刻理事会を開きまして、今後の日程について御報告いたします。今後の日程といたしましては、付託法案も多しでございますので、与党委員の御出席が今後良好であるということを前提といたしまして、一応今週中は今明日の二日間午前午後開会することにしたし、来週は二十三日火曜日から二十六日の金曜日まで、連日開会予定とすることに意見が一致いたしました。

○理事(近藤信一君) それではこれより本日の議事に入ります。

まず、きのう先議で付託になりました輸出入取引法の一部を改正する法律案を議題として政府の提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(長谷川四郎君) 輸出入取引法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

輸出入取引法は昭和二十七年八月に制定されて以来、二十八年八月、三十年八月の改正を経まして、今回第三回目の改正となるわけでありまして、この間、輸出入取引法に基きまして輸出組合が三十四、輸出入組合が一つ設立され、現在、約七十件の輸出また

は輸入に関する協定の締結、組合員の順守すべき事項の設定が行われ、関係業界の自主的協調体制の強化も見るべきものがあります。

しかしながら、輸出、輸入ともに過当競争がなお依然として行われ、わが国貿易の健全な発展上、種々の障害を与えざるに断たないでいることは御承知の通りであります。申すまでもなく、ひとり、わが国貿易の健全な発展をはかるためならぬ、国際貿易の円滑な遂行に寄与するためにも、一日も早く、かような過当競争を排除し、輸出入取引の秩序の確立をはかることが、わが国貿易の当面している最も重要な課題の一つであります。

このたび提案をいたしました輸出入取引法の一部を改正する法律案は、かような過当競争の排除と貿易における協調体制の確立を意図するものでありまして、その主要な改正点は、次の通りであります。

第一に、輸入に関する協定締結事由の制限を緩和し、輸入業者が国際的な取引条件等に比較して不利な輸入取引条件を課せられる場合、これを改善するために必要な協定を締結することができることとし、また、外国における資源の開発に資するため協定も新たに認めらるることとした。

第二に、輸出、輸入または輸出入調整に関するアウトサイダー規制命令が行われる場合に、その命令にかかわる事務の一部を輸出組合、輸入組合また

は輸出入組合に処理させることができるとし、事務処理の能率化と簡素化をはかることとしたのであります。

第三に、輸出の過当競争に伴う安値輸出が行われる結果、輸出価格の維持安定をはかることができないのみならず、生産業者または販売業者の経営の安定も阻害されるために、これに対処して輸出業者と生産業者または販売業者との中間に、共同の買い取りまたは販売機関が設立されている場合に、特に必要があると認められるときは、この機関を法律上の一元的な買い取りまたは販売機関とし、その業務の公正を確保するため所要の監督を行うこととしたのであります。

これを要するに、この法律案は、わが国貿易の特質と現状に即応するよう、輸出入取引法の規定をさらに整備して、輸出入取引及び輸入取引の秩序確立並びにわが国貿易の健全な発展をはかるうとするものでございます。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(近藤信一君) 本案の審議は、さらに後日に譲ることいたしました。次に理事辞任の件についてお諮りいたします。白川一雄君から都合により、理事を辞任したいという旨の本日付文書をもって委員長までお申し入れがございました。これを許可する

ことに御異議ございませんか。
○理事(近藤信一君) 御異議ないと認めます。
○理事(近藤信一君) 次は、理事補欠互選の件についてお諮りいたします。ただいま白川君が辞任されました結果、理事に欠員を生じたわけでありまして、その補欠互選は、慣例により委員長指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
○理事(近藤信一君) 御異議ないと認めます。それでは理事に古池信三君を指名いたします。

○理事(近藤信一君) 前日に引き続き、日本科学技術情報センター法案を議題として審議を進めます。政府当局に対し御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。
○豊田雅孝君 まず第一に伺いたいと思ひますのは、衆議院の付帯決議が出て「営利を排し、その公共性に徹するよう、特に留意すべきである」ということとありますが、この法案の内容を見ますと、ほんとうに営利を排し公共性に徹するようになっていることになりますれば、利益関係の規定のあることと矛盾することになりはしないかというふうに思われるのであります。政府側はこの付帯決議に対して、どう御答弁に当時なっているののでありましようか。その点をまず伺いた

いと思うのであります。

〔理事近藤信一君退席、委員長請席〕

○政府委員(秋田大助君) 当時どういう御返事を申し上げましたか、文字通りは記憶いたしておりませんが、趣旨はこうでございます。民間の出資をお願いいたしました関係上、出資証券というものになり、かつその出資をしていただくに、やはり形式と申しますか、法体系の上で利益を生じて一定の積み立てをして損失を埋め、積み立てをしてなお残余がある場合には、総理大臣の認可を受けて、出資者に対してそれぞれ分配をするという規定を置かざるを得ないというような、形式的な法体系上の必要性から、こういう規定を置いたのであって、これは、何もあくまでも利益追求の意思をここにきめておるといふ趣旨に出たものではないと御返答申し上げたと存しております。この形は、日本原子力研究所法にもございまして、その五条の出資証券、三十条がそれを受けまして、損失を埋め、積み立てをして、残余があるときには出資の額に応じて分配をするという規定を置いております。法制局等も、やはりこういう形にやるべきであるという御見解もございまして、その例にならった次第でございます。あえて利益追求を見ておるものではないので、一つ御了承願いたいと思っております。

○豊田雅孝君 だいたいお話ししの方関係では、前例のあることも承知をしておるのでありますが、要するに、民間の金を集めようというときに、羊頭狗肉のな行き方をやめて、お話し

ごとく、形式だけをこういふふうにしていこうということ自体、私は非常によくない行き方だと思っております。と、そういう点では、過去は過去のことで、今後こういう形が出ていくというところは、政府の提案としてやる場合に、特に問題をはらんでおるといふふうに考へるのであります。特に、参考人の意見を聞きまして、加藤助教は、利益を初めから無視する行き方で行かなければならぬということを言っておるのでありますし、また、経団連の代表である池田氏は、利益配当などは当てにしない、どういふ形になつておつても、金は出すということをおつておるのであります。そういう点から言つて、実体と形というものは一致すべきだ、また、そうせられて政府は何ら差しかえないのではないかと、もしもこれが今お話しのような形式をとらぬと、民間の金が集まらぬと、これはまた考え直さなければならぬと、これはまた考え直さなければならぬと、形はどうでもよろしいですけれども、形は出さずともよろしいのだ、出すべきものは出すというふうな参考人として財界代表が言うのでありますから、形と実体が合うような行き方というものが、私は政治の公明化の上から必要じゃないかというふうについで御見解はいかがでございますか。

○政府委員(秋田大助君) これは、羊頭を掲げていくつもりもございませんし、また、財界方面でも、先刻御承知の通り、そういうふうには伝えられていふようなことはもう考へておられないのでございまして、よく実体は御承知のことでございます。従いまして、わ

れわれといたしましては、これがなくてもいいじゃないかという御意見には、聞くべき点があるかと思つて、出資証券という形をとりますというところ、法体系上、今日やはりこうなるのだというふうな説も有力にございまして、それによつた次第でございます。実体のところにおいては、利益追求の意思は持つておられないことだけは確かでございます。その点、法体系上の形式整備によつたと御了承願ひたいと思つております。

○豊田雅孝君 今お話しの出資証券の行き方をとつておるからということになつたというのでありますが、初めから出資証券の行き方というものを捨てるに、公益を尊重し、公共性で一貫するような行き方しようと思つて、公益法人にする、あるいは、たえば、公益法人にせられたいというならば、特殊法人にせられたいというならば、特殊法人にしても、何も出資証券を必ずしも制度として取り入れなければならぬということはないのであります。そういう点で、名実とも一体化する行き方にお改めになる、あるいは、最小限度羊頭狗肉と言われてもやむを得ないような点をありありと見せる点だけは、これを是正する道についてお考へになる御見解はないでございませうか。

○政府委員(秋田大助君) 御所見まことに傾聴申し上げるべき点があると存じますが、われわれとしてこういう形をとりましたもう一つの理由は、何と申しましても、先般来質疑の中においても明瞭になりました通り、この日本科学情報センターなるものが、真にその企図する目的を有効に達成するためには、人的の機構なり、人そのもの人選に非常によろしきを得なければならぬというところを考へております。そこで、人を得る場合に、やはり経済的なものが問題でございまして、単なる公益的な性格というところになり、予算等にも縛られてくるということになりまして、自由がきかないといふことは、この機関の出発の最初に当りまして遺憾なことではなからうかと感ぜられますので、経済的な金の面に拘束されずに公益性に真に徹すれば、これに職を奉ずる人も、その精神でやつてもらわなければいけないので、そういう考へのない人は、初めから入らしないか、このだといふ説も成り立つと思つて、やはり実際運用よろしきを得て行くためには、その点もあわせて考慮したいという点から、民間的な色彩を取つてここに入れる特殊法人をとりたいということになつて参りまして、そういう観点から、民間の人も相当の高給をもつて最高の機関の責任者をとにかく迎え入れなければならぬ。そうして最初の運用に当りまして、実効を上げていきたい、こういうふうな感じましたものでございまして、結論、利益は追求しないが、その業務の推進におきまして、能率的に、むだを徹底的に排除をしまして、経済的な能率を上げていくというふうな観点、趣旨に出でまして、人を得たいという観点からこういう形をとつて行つた方が便利である、そこへ當利的な色彩というふうな観点が入つて参つたのであります。ここにおいて貸借対照表を要求し、あるいは利益配分の形をとりましたゆえんは、利益追求の面ではなしに、むしろ公益性——利益は追求する

が、しかし、公共的色彩の強い、とかく親方日の丸式になることを戒めておる、こういうのも一つ御了承願ひたならば、この仕組みを御了承願ひるのにはなからうかと、かように思つておる次第であります。

○豊田雅孝君 だいたい経営者の選任についてのお話があつたのであります。が、経営者を選ぶ際におきまして、衆議院の付帯決議のような、営利性を排して公共性に徹しなければいかなといふ決議が一方においておる。そういう点からは、経営者になつた人は、またならんとする人は、あくまでも公益に徹する行き方をしなければいかな。要するに、サービスを広くやるし、あるいは利益は伴わないかもしれないが、やるべきことは大いにやらなければならぬという拘束を当然受けるだらうと思つておると思いますが、しかしながら、法律の内容を見ると、利益は上げられるときには、極力上げていくようにという仕組になつておる。これは、監督官庁としましては、これはだんだん運営しておるうちに、もつとやりようがあるじゃないかといふようなことを言われてくるというところは、法のコントロールクション自身から出てくる私は当然の帰結だと思つておる。そうなりまして、経営者にならんとする者は、要するにサンドウィッチになるわけでありまして、そういう立場に立つたものでは、せつかく重要な科学技術情報センターを運営するといふ立場でこれに情熱を持とうといふいい人があつたとしても、将来のことを考へると、こゝろは、責任を持ってやれぬといふやうなことで、良心的な人はかえつて辞

退をするというようになりはしないかということ、私はむしろおそれるものであります。そういう点で、この建前自身はやはり形式と実体は一致するものであって、安んじてその方針で、実際のにも終始し得るといふところが明らかになっておるような仕組みでない、いい人がなかなかこういふところに入らないのではないだろうか、というふうには考えられるのでありまして、要するに人事の点、選任の点などを考えれば考えるほど、この体制自身が矛盾のあるところに将来非常に困った問題が生ずるのではなからうかというふうには考えるので、そういう点について御見解はいかがでありましようか。

○政府委員(秋田大助君) 私どもの大體意図するところは、先ほど申し上げたところで尽きておりますので、大體あの程度で御了承願いたいと存するでございます。繰り返しになります。が、まあこの機関の運用はなかなかむずかしい面が確かに予想されます。そこで公共性をもちろん重んじ、それに徹して行かなければなりません。同時に、非常にむだ等を排除する面において、やはり私的な色彩の機構のよいところを取り入れていかなければならない。それは決して利益追求の精神ではないという観点から、ただいまのような法案の仕組みにいたしておる次第でございます。この点一つぜひ御了承願いたいと思っております。衆議院の方面におきましても、この点につきましても、はたしめて御承願いたしました。そういう点で御了承願ったような次第でございます。

に先例があるということでありまして、当時から何かこの財政当局の方でこういう行き方でないという認めぬとか、そういう内部の事情というものがあつたのではなからうかという気もするのであります。要するにこの施行の責任をおとりになる関係当局として、私は、私は何としても名実一体、一貫しておる行き方がいと思つております。公益一点張りで行くようになつておつても、それらの上にあぐらをかいて、上げるべき利益も上げておらぬということ等については、それこそ十分に監督をせられればよいのであります。建前自身は、これがためにどうもヌエミたいな、どつちつかずの両頭のへびみたいなものにしておかなければならぬということ、おかしなことであると思つておられますが、そういう点で何かこれを立案せられた当局としては過去の事例から見て、やむなく好む好まざるにかかわらず、こういう行き方ではせんらんとするような事情があるのでありましようか、その点伺つておきたいと思つております。

○政府委員(三輪大作君) 三十条に利益配分の項目を取り入れたいきさつ等につきましても、大體原子力研究所、あるいは燃料公社というような同じ性格、特殊法人であります性格のもの、法案を参考いたしました。従いまして政務次官からお話がありましたように、公共性という形をとれば、どうしてもこの体系上こういうものを好むと好まざるによらず今までの習慣上、そういうことになつておるといふこと、三十条というものが入つてきたのでございまして、こういうことが書いてありますために、衆議院においても、これは政府が監督をいたしまして、たとえ値段をきめるにいたしても、これは高いとかということ、下げさせることもできませんし、利益を上げるような傾向に、もしもこの幹部が運営する場合は、嚴重なる監督を政府がせよという建前から、衆議院の付帯決議がついたのでございまして。そこで、特殊法人という形をとつたのは、かような公共性のある重要な機関でございますので、政府の監督を強化するために、財団法人と比べまして特殊法人の方が非常に強いものでございまして、そういう面から見ましても、出資を民間から仰いだ場合はやむを得ずこういう形になつた。しかも、この運営において利益を追求することがないように、十分政府はこれを監督指導していくというところで、豊田先生の御指摘になります。非常に相矛盾する点は、政府さえしつかりしておれば、これはむろん理事長——責任者を選ぶわけでありまして、運営の面において私には誤まりはないと確信いたしております。

○豊田雅孝君 出資のことをよく言われるのでありますけれども、財界の方はさつきもお話しますように、池田参考人の答弁によつても明らかであります。何も出資式にしないで、池田から寄付のつもりでやってもいいのだということをはつきり言つておられるので、この前も私、指摘したのであります。が、こういう羊頭肉なことで財界人をつらうと思つても、つられるものじゃない。それがはつきりしているにもかかわらず、こういう行き方をやられるということが、どうも私には納得がいかないのです。あるいは先例がそうなつておつたから右へならえでやるのだということなら、私は先例がきつめて悪例と思う。これは科学技術を合理化しようというきつめて近代化のなれど、近代的な感覚を持つて、その形式と実体が一致するような行き方をし、やればいと思つておられます。これ以上いろいろ議論しております。も何でありますから、私は納得のいかんことだけ、はつきり申し上げておきまして、一応質問を打ち切ります。

○委員(松澤兼人君) 今豊田委員から質問がありまして財政当局から何か指示があつて、こういう形になつたのではないかという質問があつたのです。が、原子力研究所の先例があつたというお話しですけれども、今度の法案を作成するに当つて大蔵当局あたりの意見を聞いて、その方の強い要望からこういう形、利益を予期して経理するという形の出でたのじゃないかという質問に対してはつきりした答弁がなかつたように思つております。その点はいかがですか。

○政府委員(三輪大作君) その法案を立案するときに財政当局からのアドバイスはございました。これは事務当局がこの形が最もふさわしいという観点からいたしたものでございます。○小西英雄君 大蔵当局は来てないのですか、それじゃ先にお尋ねいたしました。この本法案は相当画期的な一つの新しい事業であるだけに、これは相当細心の注意をもちまして立案されたことだらうと思つております。が、そういう意味において先般私は参考人の池田さんから一応民間の協力というような問題についてお尋ねをいたしたのであります。が、具体的な問題といたしまして、この構想を見ますと、大體十の専門部門というようなことが書いてあるのではありませんか、実際に今の日本の民間人が現に科学技術情報を得るために支払つておられます大體の、何といひますか、金額といひますか、この間池田さんにちよつとお聞きしたのであります。が、そういう点について大體科学技術庁としてはお調べになつたものはございせんか。

○政府委員(秋田大助君) 先日の池田さんへの御質問は、海外の特許あるいはノーハウ等へのくらしい使つておつたかという御質問であつたかと思つたが、それでございませう。私のただいま記憶いたしておりますところは、三十一年度でございましたが、約百億くらい、そうして、その前は七十億くらい使つておる、国家全体として、こういうふうには概算を聞いております。

○大竹平八郎君 そういう実情があつたの方にわかつておられますれば、先ほど豊田委員からいろいろ組織の問題に対して指摘があつたのであります。が、これは最初から全く公共的な立場でいって、そうしてそれだけ大きく民間から支払つておる。これができたため、その点が補てんをされていくのだという点になります。民間の四千万や一億くらいの自然、寄付ということ、私は、私は当然たるうと思つております。が、その点について当時の構想を一つお聞きしたい。

○政府委員(秋田大助君) 御説の通りでございます。従つて先般参考人と

して池田さんがやはりそのような趣旨の答えがあったように記憶をいたします。また先日相馬委員からの御要求によりまして、私への質問についてガリ版刷りでお手元へ差し上げた中にも、財界への協力要請の今までのいきさつをやや詳細に申し述べておる中をお読み下さいましてもおわかりの通り、財界もそういう精神で協力を願えるわけでございます。それなら完全にもう公共的な性格の機関に徹してしまえばいいじゃないかという議論が、そこから帰納的に結論づけられるようにも思いますが、同時に先ほども申し上げました通り、民間の有能な人的要素をどうしてもここに導入をしたい、そして機動的な性格を持たすことがこの日本科学技術情報センターの機能を有効に發揮するためにぜひとも必要であるという観点から、やはり民間人の採用を考えた。公共的な色彩に徹しますと、その点どうしても実際上の不便がある。こういう観点に出まして出資証券という形が出て、そこから法体系上三十条が出てくる、こういうふうな意味合いになろうかと思っております。

○大竹平八郎君 それからさらにお尋ねいたしたいことは、私どもは民間といたしますならば、この情報センターができたために自分たちの負担金が非常に減るということになりますれば、先ほど申し上げました通り、一億であろうが、一億五千万であろうが、これは簡単だろうと思っております。これは簡単な点において今後の情報センターの活動というものを、われわれは格段の注意を払って見なければならぬのでありますが、こういう点につ

いて、この説明を見ますという、役員四人程度を含めて、大体六十人の人員とこういう構想なのでありますが、六十人くらいでわれわれが考えておりますようなほんとうに活動ができるのかどうか、こういう点について、一つ具体的に御示しを願いたいと思っております。

○政府委員(三輪大作君) 六十人は三十二年度に集める人の人数でございます。この計画は三十九年計画でやることにいたしました。三十九年度には百十名にふやします。それから最終年度の三十四年度におきましては百五十名の程度にふやしてやっています。しかし、百五十名でも、なかなかお話しのように運営の面において十分な人間と不足の面におきましては、学界あるいは協会の他民間の研究所あたりのこういうことに経験のある人たちにお願いたしました。部外の協力を求め、その人たちの御協力によって人的不足の面は補っていきたい。これは各

国ともそういう形式をとっておりまして、これはセンターだけで膨大な情報活動をやるということでは、とうていこれではできません。従って法の第一条にも「科学技術情報に関する中核的機関として」とあるように、いろいろあります情報活動を現在やっている機関の中心的役割を果してゆく。日本全体の情報活動を盛んにしてゆく。そうしてそれらの協力を得て、相互関係の助け合いによってこの仕事を完成させる。そういう意味では、むしろ部外におります専門家の御協力こそ、この仕事を完成させる非常に大きな一つのファクターになっていくという考えで、私

もは百五十名の専属職員のほか、千名ぐらゐの部外協力者は少くとも得なければならぬ、こういうことについて学界その他にねがねお話しを申し上げて、学界の方もできるだけ協力してやろう、またその他産業界においてこういう活動をしております機関におきまして、協力を惜しまないという話を伺って安心しているわけでございます。

○大竹平八郎君 それから大事なことは、技術情報の収集、そうして単に収集だけではなく、これを迅速に関係方面に配付するというところに、非常に關心を一般が持っておられるだろうと思いますが、これについて諸外国との連絡といえますか、提携といえますか、そういうことについての構想はいかかでございますか。

○政府委員(三輪大作君) 諸外国におきまして提携につきましては、資料にもあげておきましたが、世界の多くの国々ですでにこういう機関を持つております。そういう機関とこちらの今度できまますセンターと契約を結びまして、こういう情報は幾らでいただくか、あるいは交換するというところを取りきめまして、それらの機関を通じて早く有用なニュースあるいは情報を送ってもらおう、あるいは諸外国に行っております科学技術アタッシュという人がありますが、そういう出先機関の御援助も得まして、できるだけ新しい情報をセンターに送ってもらおう、また情報センター自身も職員を予算の範囲内においてできるだけたくさん出して、それらの人々から、まだ発表されない、文献に載らないような有用な情報をとる、こういうように考えてお

ります。○阿部竹松君 私は、こういう科学情報センターを作るという趣旨には大賛成なんですけれども、お話しを承わっている、どうも二、三年たつと身売しなればならぬというふうな不安を非常に感じているわけですね。それで、そこらあたりの見直しをはっきりお伺いしたいということ、もし、ただいまの御提案の説明の中でお伺いしている情報センターで発行する翻訳物なり資料、文献がこれだけ売ればいけない場合はどうするかということ、まずお伺いしたいのですがね。

○政府委員(三輪大作君) お手元に差し上げてあります参考資料といたしまして収入のことが詳細に書いてございます。今期はどこから持ってきたかという点について御説明申し上げます。現在日本化学総覧、仙台の大学が中心としてやっておりますが、形は財団法人日本化学研究会で出しておりますが、化学総覧の流れ行きは年々ふえて参りまして、現在では約二千部出ております。それから製鉄技術総覧、これは鉄鋼関係の会社が集って向うの雑誌を翻訳して出しておりますが、これの売れ行きも約千七百部くらいは出ております。これも逐次ふえている現象でございます。そういうように現在出ております専門分野におけるこのたぐいの情報売れ方を見ましても、一部門において大体千七百から二千部程度のものは売れ得るといふところに私どもは根拠を置きました。速報が月に二回出ますが、初年度はまあ初めてですから千五百部くらいは売れるだろう、二年度は少しふえて千六百、三年度におきまして千七百部程度は売れるだろうとい

う現在情報活動をやっております機関の実績を参考にいたしました。この計画を立てておきます。もちろん情報センターといたしましては、できるだけ安く広く情報を流したいというところを考えておりますので、千七百で甘んじておるといふわけではなしに、将来二千部になり、またそれ以上に発展させていきたいというふうには考えておりますが、今期の子算として一応私どもがただいま申し上げましたような基礎から割り出したものによって計画を立ててやっています。

○阿部竹松君 三輪政府委員の御説明は、日本で半官半民のたとえればこれは一例ですが新聞社を作るのだ、そうすると朝日が百二十万部で、読売が九十万部、毎日が八十万部で合せて二百数十万部になるから、それだけ売れるのだというふうな、どうもとらぬタヌキの皮算用のような気がするのですが、たとえば外国々々といつて、これで二日目の質問になるのですが、諸外国といつたらすぐアメリカを考えたり、あるいはイギリス、ドイツ、フランスという方面ばかり考えている。ところが、日本の政策というものはそういうアメリカとかヨーロッパを無視できないでしょうけれども、しかし、輸出に力を入れておられる方は、当然東南アジアとか中共という方にも大いに注目して仕事をなさっているのです。そういうと、とにかくアメリカとかあるいはヨーロッパのように、政府機関なり、民間団体で、そういう機関が発達しているところの情報は取りやすいけれども、東南アジアへ行つて、政情不安だというところ、は、みずから

現在情報活動をやっております機関の実績を参考にいたしました。この計画を立てておきます。もちろん情報センターといたしましては、できるだけ安く広く情報を流したいというところを考えておりますので、千七百で甘んじておるといふわけではなしに、将来二千部になり、またそれ以上に発展させていきたいというふうには考えておりますが、今期の子算として一応私どもがただいま申し上げましたような基礎から割り出したものによって計画を立ててやっています。

行って資料を集めなければならぬ、こ
うなるとどこへ連絡したらいいかわか
らぬ。こういうところには膨大な金か
かかる。中共もさかりです。ですから
もちろん三年たつた古新聞のようなも
のを求めるということなら別問題です
が、日産自動車や自動車は多くて三十
五キロから五十キロのスピードに合せ
る自動車を作っている。東南アジアに
行くと、国が三等国四等国といつて
も、百八十キロくらい走る自動車を
作っている。そういう研究もしなけれ
ばならぬし、そういうところの文献を
集めてくれと言っても二千五万円
や三千万円の資金ではできないので、
そういう点を具体的にお話を伺いた
いのですが、抽象論ではなくして

○政府委員(三輪大作君) 東南アジア
においては、インドにもやはり科学文
献センターというのが、エネスコのモ
デル・ケースとしてあり、あそこはエ
ネスコから補助をもらってやっており
ます。中国は存じませんが、そのほ
かにあります。こういう活動は
大なり小なりやっております。そうい
うところと提携をいたしますれば、向
うの情報は入りますし、なお、いろい
ろな雑誌が、科学技術に関する雑誌が
全世界では五万種類くらい出ておりま
す。もちろん、それを全部取るわけに
は参りませんが、そういう雑誌発行
者、有用な雑誌の発行者等とも契約を
いたしまして、そういう雑誌ができた
ならば、すぐマイクロフィルムにとつ
て航空郵便で送る。そうすれば一番早
く着く。雑誌をそのまま航空郵便で送
れば高くなりますから、フィルムにと
りますれば安い。そういう形式をと

ますれば、われわれが最小必要限度の
資料は最もすみやかに入って来る。そ
ういうことで予算も見積ってございま
す。

○阿部竹松君 これはそうしますとあ
れですか、純然たる外国ばかりの受け
売りであつて、そうして日本でこの技
術庁内に研究所を作つてその情報を流
す。あるいは文献を作つて参考資料と
してあらゆる業界に流すというような
ことはないので、あくまでも外国
の受け売り機関である、こういうこと
ですか。

○政府委員(三輪大作君) わが国の技
術の後進性ということ、ひとしく認
められておるわけでございます。内
外の科学技術に関する情報を早くとつ
て流すというのが、一条に書いてござ
います。センターといたしましては
どこに重点を置くかと申しますと、や
はりこれは諸外国の新しい技術の情
報を早く日本の産業に取り入れるとい
うところに、重点を置かなければなりま
せんが、しからばと申して、国内の情
報をそのままにしておくというわけに
も参りませんので、そういう体制を整
えつつ、できる範囲から国内の方も新
しいニュースはあまねく行きわたるよ
うに順次やって行きたいというふう
に考えております。

○阿部竹松君 そうしますと、これは
話が違ふわけですが、この法案の第三
十四条に「国立国会図書館その他の関
係機関の文献及び資料の利用を図るは
か、関係機関と緊密に協力しなければ
ならない。」この「関係機関」とい
は、どこを指すのですか。

○政府委員(三輪大作君) 二十四条に
書いてございます「関係機関」とい
うのは、広い意味を私ども指してござ
います。たとえば政府の研究所とか、そ
ういうところももちろん入りま
すし、地方自治団体の県立の試験所あるいは
その他の団体、地方機関というものは
で、こういう活動をやってい
る、そのほかには学界、協会、団体でこ
ういうような活動をやる、また蔵書
を持っている、あるいは資料を持つてい
るというものを対象にした広い意味の
関係機関というものを対して、緊密に
協力をしていく。向うでたとえ、こ
ういう資料を交換しようといった場合
に、この交換に際する。あるいは仕事
の範囲をきめようじゃないかというよ
うな場合には、お互いにダブらないよ
う取りきめをするように、先ほど申
しましたように、センターがあくまで中
心的な存在でございますので、こうい
う活動をやって、いるあらゆる機関と
協調して能率的に、決して向うの仕事
をじゃましたり、あるいは取り上げる
というふうなことをいたさぬとい
ふに考えております。

○阿部竹松君 そうしますと、あ
らゆる機関というものの限定がないよう
ですが、内容はわかりました。しかし、
そういうあらゆる機関の利用をはかる
というふうなことを、一つの法文に
よつて押えることができるかどうかと
いうことをお伺いしたいのです。あ
らゆる機関、この国会図書館その他が
あらゆる機関ですね、あなたが今説明
された……。それを文献とか資料、こ
れを法律でもって利用できるようにま
しょう。そういうことを法文の解釈と
してできるかどうか、そういう点を一
つお伺いしたいのですがね。

○政府委員(三輪大作君) ここにも
「できる限り」とうたつてございまして、
この「できる限り」はどこにかか
るかとお申しますと、国立国会図書館
と、今申し上げました関係機関とい
ふに、まあ向うがどうしてもいやだ
というのについては、これはやむを得
ないものでありますけれども、センタ
ーといたしまして、あくまでもできる範
囲でそういう関係と協調してやってい
きたいと、こういうふうにしてござ
います。

○阿部竹松君 そうすると「できる限
り」という四字か五字が入っているか
ら、法律で縛つても何ともないのだと
ころでございますね。

○政府委員(三輪大作君) これは先ほ
ど来から申し上げておるうちに、いや
しくも文献活動をやっておる現在の機
関におきましては、情報センターがで
きて日本の文献活動が盛んになるとい
うことは皆さん賛成をしております。
お配りいたしました参考資料にもござ
いますように、私も民間の研究所四
百に対してアンケートを出しまして、
こういうセンターを作る場合に、いか
なる形のものか、あるいはどうい
うものを要求しているかというアン
ケートを出しましたところが、そのう
ちまあ回答が二百何社参りまして、現
在の推定いたしましたところは九〇%
というものは、文献活動が日本は非常
に不足しておるといふ回答なのであり
ます。また、従つてこのいろいろなセ
ンターを作ることにつきましては、全
面的に賛成をしております。そういう
アンケートから見ましても、また、既
設の情報活動をやっておる機関と話し
合いをしたことから推測いたしました
も、こういう機関ができて、日本の文
献活動がこれを中心として発達する
ということにつきましては、非常に期待
を持っております。従つてこちらから
協力してほしいと申し出をした場合は、
私は必ず向うの協力も得ることができ
るであらうというふうなことを考
へております。

○阿部竹松君 それはまあアンケート
を四百社に対してされた、こういう
御答弁ですが、それは何人も言つた
ら語弊があるかもしれませんが、ま
も、こういう趣旨については、まあ大
多数の人が賛成すると思つて。た
だ、その問題は中身の問題になつて
るので、これは最前委員も御質問
をされて、運用の面も御心配された御
質問だと判断しておるのですが、そこ
で二つほど……。賛成はするでし
う。しかしながら、どういふ方面から
この四千万円の出資を仰ぐか知りませ
んけれども、先日の参考人のお話し
も、五年後の日本の科学技術水準をど
うするか、十年後の技術水準はどう
なるから、今から研究しなければなら
ぬ、研究文献がほしいというよりも、
あすどうなるか、今日の科学技術がど
うなるかというふうな集中してほし
いという意味の公述もございました。そ
れでまあそういうふうなことを考
へると、一方的に情報提供が片寄つてしま
いやしないかと、なお極端なことを言
うと、大造船会社とか、あるいは電力
会社とか、あるいは化学工業とか、そ
ういふところの一方的な力によつて、
その情報の頭布ということが片寄り
しないかということをおは心配して
おるのです。

このセンターが始まる根本の精神たもので、御折衝だけではないに、関係のある農林省なり厚生省なりとも連携をおとりに、初めから開口を広くすることには不適当だと思えます。しかし、やはり自然科学というところにならなければ、今お話しになったような点もさらに進められることが、国家のために必要ではないかと思ひます。私は消極的に、そういうものは研究しないこれが機関であるかどうか。もし、そうだとすれば、別のものをまた考える必要もあるだろうと思つて伺つたわけでございますけれども、できるだけ一つ予算でもお取りになつて、広くおやり、まあ窓口を広げてほめてはいけませんけれども、ほつきり分けて、この方面はこの方面で進む。また、今申し上げましたような農業方面等もさらに大きく科学的に飛躍していただきたいと思つて伺つたわけです。

○阿具根登君 図書館の方から見えておりませんので、その点は答えられるだけお答え願ひたいと思ひますが、先日の参考人の話を聞いてみましたが、加藤教授の話では、これは科学専門の図書館にすべきである、こういうのが第一だつたと思うのです。図書館側の話を聞いてみますならば、科学情報センターという、こういうのは図書館でやるべきだ、こういうような主張をされておつたと思ひます。そこで、極端に申し上げるならば、屋上屋を作るような感じがしないでもない。図書館でなせやれないのか。なぜ、これが独立してやらなければならぬのか、一応説明の中に入つておりましたけれど

も、その点お尋ねいたします。○政府委員(秋田大助君) この間、参考人のどなたかの御意見にもあつたと思つたのでございますが、一般的な関係と特殊なスペシャリゼーションの関係、概念的に申し上げますとそういうことになるかと存じます。国会図書館の方は、国立国会図書館は国会側の要求を主とし、その他司法、行政、進んで広く一般の用に供するための図書その他をまず一般的に集めておく、そしてこれをなお積極的に利用する面がセンター等と表面重複のような形が出てくるおそれも感ぜられる、見えるから、むしろ図書館でやたらどうかということになりませんが、やはり国立国会図書館の本来の使命というものを考えますと、その科学技術振興のために、内外の科学技術に関する情報を迅速に収集し、これを必要な方面に頒布し、また、必要に応じてすぐわかるようにしておくというふうな、ごく特殊な任務を持った仕事まで、この機関において分化的にやっていくということ、実際上やはりできないのではないかと、こういうことで盲点のできておる日本の科学技術振興のために、最も必要なものでありながら、やはり従来で足りていなかった。幸いにして科学技術庁というふうなものが、昨年の五月発足しましたがゆえに、先ほど三輪局長も申しましたごとく、科学技術庁として、まさに考へべき一つの機関として、重大なものとして考へたゆえんもそこにあるので、やはり特殊な、ごく分化された任務を遂行する、しかもそれが国家的に必要性がある、こういう点から、こういう機関をどうしても別個に

作るべきである。こういうことは理論的にも、またことに實際的にも、その要請に合致するものでなければいけません、こう考へて、この機関の設立並びにそれに関係する法案を作りまして、御協賛を仰ぐ、こういうふうに思つておるわけでありませぬ。

○阿具根登君 諸外国は知りませんが、日本の官庁は、自分の所管する事は自分の手元にすべてを集めたい、こういう考へが非常にあつて、所管争い等がいつもなされておる。特に、科学についてはそういうことが言えると思つたのです。なぜならば、図書館の話を見て見ましても、昭和二十七年から今日まで、五年間の三分の二の予算は科学技術に使われておる。また、図書館に対する考へ方が、衆議院の御説明でも違つておる。近代図書館としては、書物を集める、資料を集めるということが主でなくて、進んで実用に供するというのが、近代図書館の任務であるというのを言つておる。そうするならば、この二億数千万円の金を使つて科学情報収集をやつておる国立国会図書館が、政治面あるいは経済面だけに利用されるおそれが多分にあるというならば、図書館の中に、その性格を持たして、私はこの二億数千万円に使つた金も相当生きていくであろうと思つたのです。図書館からこの科学のものを抜かしてしまつたらば、あとは三分の一の機構でいいということになつてくる。これは機構の問題だろうと私は思ふのですが、その点、科学技術庁のものと置かなければならぬという理由がなわ張りの聞えるが、その点はいかがですか。

○政府委員(秋田大助君) 決してなわ張りの考へから出たものではないのでございまして、先ほど申し上げました通り、科学技術を振興するためという、ごく特殊な限られた仕事をしたいために、やはりその方面の技術情報を取り扱い、これを分類し、頒布していくような方面に、経験もあり、また実際そういう方面に関係も深いという人材を要するわけでありませぬ。特殊の人材を要するわけでございます。こういう人材を図書館という一もちろん近代図書館としては、ただ図書を集めて閲覧に供するばかりでなく、これを積極的にいろいろ応用方面に利用される新しい分野のあることは、もちろんございませぬけれども、特殊なそういう国家的目的を達成する必要がある、そういう機関を一般的なものの中に含めるといふことは、やはり実際上非常な不便があるのではなからうか。それがために、やはりこういう専門的な分野としては、専門的な機関のものと置く方が能率が上る、所期の効果も発揮できるのじやなからうか、こういう観点から、また、国会図書館もその点は御認識を願ひ、そうしてわれわれといえども、国立国会図書館にありませぬ国費をかけた図書というものは、別の機関ではない、もちろんわれわれのこの機関ができませんれば、日本科学技術情報センターの書庫として、一体として利用していく、これがセンター・ランドになつておるのでありますから、決してなわ張りの考へはないとお考へ願ひたいと思ひます。

○政府委員(三輪大作者) 図書館と情報センターの相違でございますが、図書館は、図書館法にも書いてございませぬように、主たる目的は、やはり立法関係の資料、その他の図書館サービスをするということだと、あの法律の二条、十五条、二十一条を読んでみましても、そういうふうに考へられます。もし、余裕があれば、妨げない範囲において一般に図書館サービスをするようにというふうに書いてございませぬ。従ひまして、重点は、あくまでも、東西古今を問わず、あらゆる資料を図書館は収集いたしておきまして、それを立法の場合、あるいは行政司法関係の参考として提供する、私どもは、ただいまの図書館法による国立国会図書館は、そこに重点があるだろうと推察されます。今度でございます情報センターは、情報をすみやかに流す、しまつておくだけではないので、来れば見せてやるというのではなしに、積極的に一線の産業界と緊密な連絡をとつて、時々刻々変つていく科学技術の情報を流してやるというところに、動的な存在があるわけでありませぬ。性格的に申しましても、図書館と情報センターとは違ふと思ひます。従ひまして、このようなことは、欧州におきましてもすでに認められておつて、先ほど申しましたイギリスの科学文獻センターは、ユネスコでモデルケースで文獻活動をさせておるわけでありませぬ。図書館と情報活動とは、欧州におきましてもはっきり區別をいたしまして、たまたま次官が申されたように、それぞれ協力し合つてこの仕事をやっていく。こういうふうな考へから、決して重点はダブつていゝるものではない。従ひまして、屋上屋を重ねる、国費のむだをやる、あるいは非能率なものであつては、決してない。ま、そういうふうに双方で協力し合つ

七

ていかなければ、図書館では効果が上らぬというふうを考へております。

○阿部竹松君 これは午後もやる予定なんですから、大蔵省も来ないので、一応ちょっと休憩されたらどうですか。定員も欠けておるようですから。

○委員長(松澤兼人君) 質問はまだおありと思ひますけれども、それでは暫時休憩いたします。

午後零時二十八分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕
四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、輸出入取引法の一部を改正する法律案

輸出入取引法の一部を改正する法律案

輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第六章 雑則(第二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第七章 雑則(第四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第八章 雑則(第四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

輸入及び輸出入調整に関する命令(第三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

改める。

第七条の第二項第一号を次のように改める。

一 輸入貨物に係る船積地の輸出

取引若しくはその船積地からの他の外国の輸入取引における競争が実質的に制限され、又は輸入取引における競争が過度に行われるため、その他これに準ずる原因により、その船積地からの他の外国の輸入取引、その船積地以外の船積地からの輸入取引若しくはその船積地における国内取引の条件に比して著しく不利な輸入取引の条件が課せられ、又は課せられるおそれがあること。

第七條の第二項に次の一號を加える。

三 外国における資源の開発により生産される貨物が継続的に輸入されること

第十九條第一項中「第六十二條から第六十六條まで」を「第六十二條から第六十四條及び第六十六條まで」に、「第三十條から第三十二條まで」を「第三十條から第三十一條まで」に、「第五條及び第六條」を「第五條」に、「第九條及び第十條」を「第九條」に、「第十四條及び第十五條」を「第十四條」に、「第二十條及び第二十一條」を「第二十條」に、「第二十五條及び第二十六條」を「第二十五條」に、「第三十條及び第三十一條」を「第三十條」に、「第三十五條及び第三十六條」を「第三十五條」に、「第四十條及び第四十一條」を「第四十條」に、「第四十五條及び第四十六條」を「第四十五條」に、「第五十條及び第五十一條」を「第五十條」に、「第五十五條及び第五十六條」を「第五十五條」に、「第六十條及び第六十一條」を「第六十條」に、「第六十五條及び第六十六條」を「第六十五條」に、「第七十條及び第七十一條」を「第七十條」に、「第七十五條及び第七十六條」を「第七十五條」に、「第八十條及び第八十一條」を「第八十條」に、「第八十五條及び第八十六條」を「第八十五條」に、「第九十條及び第九十一條」を「第九十條」に、「第九十五條及び第九十六條」を「第九十五條」に、「百條及び百一條」を「百條」に改める。

第二十八條第六項中「規定による指定」を「規定により第一項又は第二項の通商産業省令に係る事務を輸出組合に処理させることができるものとする」に改め、同条第七項を削る。

第二十九條第一項中「場合に限り」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。

第三十條第一項中「場合に限り」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「認めるときは」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 第二十八條第三項から第六項までの規定は、前二項の場合に準用する。

第三十一條第一項中「場合に限り」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「第七項」を「第六項」に改める。

第三十二條中「第三十條第四項」を「第二十九條第二項、第三十條第三項」に、「規定による指定を受けた」を「規定により第二十八條第一項若しくは第二項(前条第二項において準用する場合を含む)、第二十九條第一項、第三十條第一項若しくは第二項(前条第二項において準用する場合を含む)若しくは前条第一項の通商産業省令(以下「規制命令」といふ)に係る事務を処理する」に改め、「若しくは職員」の下に「であつてその事務に従事するもの」を加え、同条の次に次の一條を加える。

(役員兼任)

第三十二條の二 通商産業大臣は、第二十八條第五項(第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十條第二項)において準用する場合を含む)の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合又は輸出入組合の役員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

第三十二條の二の次に次の一章を加える。

第七章 指定機関

第三十二條の三 輸出業者は、貨物の種類ごとに政令で定める法人(以下「指定機関」といふ)から購入したものでなければ、政令で定める種類の貨物(以下「指定貨物」といふ)をその種類ごとに政令で定める仕向地(以下「指定仕向地」といふ)に輸出してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の政令は、特定の仕向地に輸出すべき特定の種類の貨物の国内取引に係る適法な共同行為において輸出業者が当該貨物を購入すべき法人又は生産業者若しくは販売業者が当該貨物を販売し若しくは販売することを委託すべき法人を一に限つて定め、かつ、次の各号に適合する場合において、輸出入取引の秩序の確立又は輸出入貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去するため特に必要があり、かつ、適当であると認められるときに、当該特定の種類の貨物、当該法人及び当該特定の仕向地について定めるものとする。

一 輸出業者が当該法人から購入して当該仕向地に輸出している当該貨物の額が当該仕向地に対する当該貨物の総輸出額に對し相當の比率を占めておること。

二 当該法人が当該仕向地に輸出すべき当該貨物の購入(販売の委託を含む。以下同じ)及び販売の業務を適確かつ円滑に行うに十分な経理的基礎を有すること。

三 当該法人が申出をしたこと。

第三十二條の四 通商産業大臣及び

の種類の貨物(以下「指定貨物」といふ)をその種類ごとに政令で定める仕向地(以下「指定仕向地」といふ)に輸出してはならない。

ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の政令は、特定の仕向地に輸出すべき特定の種類の貨物の国内取引に係る適法な共同行為において輸出業者が当該貨物を購入すべき法人又は生産業者若しくは販売業者が当該貨物を販売し若しくは販売することを委託すべき法人を一に限つて定め、かつ、次の各号に適合する場合において、輸出入取引の秩序の確立又は輸出入貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去するため特に必要があり、かつ、適当であると認められるときに、当該特定の種類の貨物、当該法人及び当該特定の仕向地について定めるものとする。

一 輸出業者が当該法人から購入して当該仕向地に輸出している当該貨物の額が当該仕向地に対する当該貨物の総輸出額に對し相當の比率を占めておること。

二 当該法人が当該仕向地に輸出すべき当該貨物の購入(販売の委託を含む。以下同じ)及び販売の業務を適確かつ円滑に行うに十分な経理的基礎を有すること。

三 当該法人が申出をしたこと。

第三十二條の四 通商産業大臣及び

の種類の貨物(以下「指定貨物」といふ)をその種類ごとに政令で定める仕向地(以下「指定仕向地」といふ)に輸出してはならない。

ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の政令は、特定の仕向地に輸出すべき特定の種類の貨物の国内取引に係る適法な共同行為において輸出業者が当該貨物を購入すべき法人又は生産業者若しくは販売業者が当該貨物を販売し若しくは販売することを委託すべき法人を一に限つて定め、かつ、次の各号に適合する場合において、輸出入取引の秩序の確立又は輸出入貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去するため特に必要があり、かつ、適当であると認められるときに、当該特定の種類の貨物、当該法人及び当該特定の仕向地について定めるものとする。

一 輸出業者が当該法人から購入して当該仕向地に輸出している当該貨物の額が当該仕向地に対する当該貨物の総輸出額に對し相當の比率を占めておること。

二 当該法人が当該仕向地に輸出すべき当該貨物の購入(販売の委託を含む。以下同じ)及び販売の業務を適確かつ円滑に行うに十分な経理的基礎を有すること。

三 当該法人が申出をしたこと。

第三十二條の四 通商産業大臣及び

の種類の貨物(以下「指定貨物」といふ)をその種類ごとに政令で定める仕向地(以下「指定仕向地」といふ)に輸出してはならない。

当該指定貨物についての主務大臣は、前条第一項の政令が制定されたときは、当該指定機関が当該指定仕向地に輸出すべき当該指定貨物の販売の業務を行う事業所の所在地を官報に公示しなければならない。これに変更があつたときも、同様とする。

(業務)

第三十二条の五 指定機関は、当該指定仕向地に輸出すべき当該指定貨物の購入及び販売並びにこれに附帯する業務(以下「指定業務」という。)以外の業務を行つてはならない。ただし、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 指定機関は、指定業務を誠実にかつ公正に行わなければならない。(業務の方法)

第三十二条の六 指定機関は、指定機関となつた後遅滞なく、指定業務について業務の方法を定め、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、当該指定貨物の購入及び販売の価格その他の取引条件並びに購入及び販売の方法を定めておかなければならない。

(事業計画等)

第三十二条の七 指定機関は、毎事業年度開始前に(指定機関となつた日の属する事業年度にあつては、指定機関となつた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画を

作成し、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第三十二条の八 指定機関は、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の許可を受けなければ、指定業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(定款の変更等)

第三十二条の九 指定機関の役員を選任及び解任、定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議は、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(役員解任)

第三十二条の十 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、指定機関の業務を行う役員がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は第三十二条の六第一項の認可を受けた業務の方法によらないで指定業務を行つたときは、これを解任することができる。

(監督命令)

第三十二条の十一 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定機関に対し、その業務に関し監督上必要な命令を出すことができる。

(報告及び検査)

第三十二条の十二 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定機関からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、指定機関の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(準用)

第三十二条の十三 第三十二条の規定は、指定機関の役員又は職員であつて、指定業務に従事するものに準用する。

第八章 雑則

第三十三条第二項中「部分以外の部分」の下に「及びこれ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、指定業務に関し指定機関が行う正当な行為には、適用しない。ただし、

不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

第三十四条第二項中「第五條の三第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十七條中「若しくは第二十一条」を「若しくは第二十一条第三條の三第一項」に改める。

第三十八條第一項中「第六條第一項若しくは第二項又は第十八條(第二十七條)において準用する場合を含む。」を「第六條第一項(第十一條第三項)において準用する場合を含む。」若しくは第二項(第七條の二第三項(第十九條の四第三項)において準用する場合を含む。)、第十一條第五項又は第二十三條第三項において準用する場合を含む。又は第二十七條の六又は第二十七條において準用する場合を含む。又は第三十二条の二」に改め、同条第二項中「第六條第三項」の下に「又は第三十二条の十」を加える。

第三十九條第一項中「処分」の下に「又は第二十八條第五項(第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第二項)において準用する場合を含む。」の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合若しくは輸出入組合がその事務の処理として行つた行為」を加える。

第七章 罰則

「第七條 罰則」を「第九章 罰則」に改める。

第四十一条の次に次の二條を加える。

第四十一条の二 第二十八條第五項(第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第二項)において準用する場合を含む。又は第三十二條の二、次の場合においては、その全部又は一部を没収することができる。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十一条の三 前条第一項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第四十二条中「又は第二十八條第四項」を「若しくは第二十八條第四項」に改め、「命令」の下に「又は第三十二条の三第一項の規定」を加える。

第四十三條第四号中「第三十二条」の下に「第三十二条の十三」において準用する場合を含む。」を加える。

第四十四条の次に次の一條を加える。

第四十四条の二 次の場合には、その行為をした指定機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処す

て準用する場合を含む。の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合若しくは輸出入組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又は指定機関の役員若しくは職員であつて指定業務に従事するものが、その職務に関し、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十一条の三 前条第一項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第四十二条中「又は第二十八條第四項」を「若しくは第二十八條第四項」に改め、「命令」の下に「又は第三十二条の三第一項の規定」を加える。

第四十三條第四号中「第三十二条」の下に「第三十二条の十三」において準用する場合を含む。」を加える。

第四十四条の次に次の一條を加える。

第四十四条の二 次の場合には、その行為をした指定機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処す

<p>る。</p> <p>一 第三十二条の五第一項の許可を受けず、指定業務以外の業務を行ったとき。</p> <p>二 第三十二条の六第一項又は第三十二条の七第一項の認可を受けず、指定業務を行ったとき。</p> <p>三 第三十二条の八第一項の許可を受けず、指定業務を休止し、又は廃止したとき。</p> <p>第四十五条第三号中「又は第四百五条の四」を「若しくは第四百五条の四又は第三十二条の十二第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>第四十五条の二 次の場合には、その行為をした指定機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三十二条の七第二項の規定に違反して、同項に掲げる書類を提出せず、又は不実の記載をしたその書類を提出したとき。</p> <p>二 第三十二条の十二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>第四十六条の次に次の一条を加える。</p> <p>第四十六条の二 指定機関が第三十二条の十一の規定による命令に違反した場合には、その行為をした指定機関の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。</p> <p>附則</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。</p> <p>2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のよ</p>	<p>うに改正する。</p> <p>第五条第五十一号の二中「認可する」を「認可し、及びその物資に係る指定機関を監督する」に改める。</p> <p>3 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第十六号の六中「認可する」を「認可し、及びその物資に係る指定機関を監督する」に改める。</p> <p>4 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項第十四号の六の二中「認可する」を「認可し、及びその物資に係る指定機関を監督する」に改める。</p> <p>第二十四条第一項第五号の三の二及び第二十七条第一項第十四号の三の二中「認可」の下に「及びその物資に係る指定機関の監督」を加える。</p> <p>5 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項第二十四号中「認可する」を「認可し、並びに指定機関を監督する」に改める。</p>

昭和三十一年四月二十五日印刷

昭和三十一年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局